

## [事案 2023-49] 入院給付金支払請求

・令和6年1月25日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎捻挫および腰椎打撲傷により入院したため、令和4年9月に契約した引受基準緩和型医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 医師の言うとおりに入院したのに給付金が出ないことは理解できない。
- (2) 台風の日に転倒し、腰とお尻を強打した翌日、妻に病院へ連れて行ってもらい、腰椎捻挫と診断されたが、病床が空いていなかったため2日後に入院した。家ではトイレ以外はベッドから動けず、階段も妻の肩なしでは無理な状態だった。入院した日も、激痛の中エレベーターを使い、病室まで自立でなんとか歩いた。
- (3) 入院中は、トイレなど以外はベッドで安静にし、入院しながら治療を受けることしかできなかった。通院ができる状態ではなかった。
- (4) 看護記録には、入院中うつ伏せでタブレットを使用していたとの記載があるが、仰向けに寝ていても痛く、横向きやうつ伏せなど痛みが引く体勢を探していただけである。車椅子を使うとしても、立つ、座るだけでとても痛く、温熱治療にはとても助けられた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 検査所見で外傷性変化は認められず、治療内容も通院で行える内容であり、入院当日から独歩入室し翌日以降の行動からみて痛みも落ち着いた様子であったことからすると、自宅等で治療が困難なため常に医師の管理下において治療に専念する必要性は見受けられず、当社約款および特約条項に定める「入院」には該当しない。
- (2) 外部機関へセカンドオピニオンを求め、非該当の決定が妥当との回答を得ている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。